

川崎市における子どもの相談及び救済について
(答 申)

2010(平成22)年2月

川崎市子どもの権利委員会

2 1 川 子 権 第 1 号

2 0 1 0 (平成 2 2)年 2 月 2 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫 様

川崎市子どもの権利委員会

委員長 荒 牧 重 人

「川崎市における子どもの相談及び救済について」(答申)

川崎市子どもの権利委員会は、2007(平成19)年10月15日付け19川市人第315号での諮問「川崎市における子どもの相談及び救済について」に関して、2年以上にわたり調査及び審議を行った結果、次のとおり『川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)』としてまとめましたので、報告します。

目 次

第1章 第3期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

1 答申に至る経過	1 頁
2 川崎市における子どもの相談および救済をめぐる現状	1 頁
3 川崎市子どもの権利委員会による検証システムと視点	2 頁
4 相談および救済の取り組みの進展にむけて	4 頁

第2章 「子どもの相談及び救済に関する事業」についての提言、現状と成果、課題

1 人権オンブズパーソン	5 頁
2 児童・青少年電話相談及び児童虐待防止センター	9 頁
3 教育相談	11 頁
4 スクールカウンセラー	13 頁
5 インターネット問題相談窓口	16 頁
6 こども支援室こども相談窓口	19 頁

第3章 資料編

1 第3期川崎市子どもの権利委員会への諮問書	25 頁
2 第3期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ	26 頁
3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告について	27 頁
4 子どもの相談及び救済に関する事業調査報告について	28 頁
5 行政、市民、子どもとの対話について	28 頁
6 第3期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況	33 頁
7 第3期川崎市子どもの権利委員会委員名簿	35 頁

第 1 章

第3期川崎市子どもの権利委員会
の答申にあたって

1 答申に至る経過

川崎市子どもの権利委員会（以下、権利委員会という）は、川崎市子どもの権利に関する条例に基づき設置され、2007（平成19）年9月に第3期の権利委員会が発足した。発足に当たり、川崎市長から「川崎市における子どもの相談および救済について」諮問された。第3期の権利委員会は、第1期および第2期の権利委員会の活動を継承しつつ、その活動内容を現実に即した形で、次のような活動を行った。

川崎市の子どもの実態や意識についての経年的変化を把握すること、および第3期の諮問事項に関する権利委員会審議の資料とすることを目的として、2008（平成20）年3月に「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施した。調査は、子ども・おとな・市職員（学校関係、児童福祉関係（保育所職員、こども文化センター職員等））の三者を対象とし、無作為抽出法で行った。この調査では、第1期および第2期の権利委員会による調査結果との比較、第3期の諮問事項との関連、さらには子ども・おとな・市職員の三者の意識の差も検討できるような質問項目を設定した。

また、アンケート調査を補足するために、多様な文化的背景をもつ子ども、一時保護所や児童養護施設で生活する子どもについて、委員が出向いてのヒアリング調査を行った。

本実態・意識調査については、2008（平成20）年10月に報告書にまとめ、公表している。

その後、権利委員会は、子どもの相談および救済にかかわる施策（事業）調査・自己評価の視点や方法を検討し、実施計画を作成した。それに基づき、所管部署が自己評価をし、その結果を2009（平成21）年3月に公表した。

この自己評価をもとに、権利委員会は、5月に、子どもの相談および救済にかかわる「人権オンブズパーソン」（市民オンブズマン事務局）、「児童・青少年電話相談」（市民・こども局こども本部こども家庭センター）、「児童虐待防止センター」（同）、「教育相談」（教育委員会事務局総合教育センター）、「スクールカウンセラー」（同）、「インターネット問題相談窓口」（教育委員会事務局総務部）、「こども相談窓口」（区役所こども支援室）について、所管部署と対話を行った。

また、2月には、子育て支援をしている市民活動団体から、乳幼児の相談および救済について意見を求め、4月には、障がいのある子どもの実態を把握するため、「NPO法人わになろう会」のヒアリングを行った。5月には、相談や救済に関わっている市民活動団体として「CAPかわさき」、「NPO法人エンパワメントかながわ」、「かわさきチャイルドライン」と対話を行った。

さらに、6月には、川崎市子ども会議の子どもたちと対話を行った。

以上のような取り組みを踏まえて（詳細は第3章「資料編」を参照）、本答申書を作成している。

2 川崎市における子どもの相談および救済をめぐる現状

上記の実態・意識調査によると、子どもをめぐる今日的課題に取り組む鍵となる自己肯定感（自

分のことが好き、周りから大切にされていると実感できる、社会に役立ちたい気持ちなど)について、その基本要素である「自分のことが好き」であるかどうか、について2008年調査では、そう思う12.4%(第2期2005年調査20.3%)、まあそう思う41.3%(同52.8%)、あまりそう思わない35.1%(同20.5%)、そう思わない10.2%(同6.3%)であり、第2期調査から相当低下している。また、友だちなどから傷つけられる言葉を言われた経験のある子どもは26%、無視・仲間はずれにされた子ども18.9%、親からたたかれた子どもは9.1%、親から傷つく言葉を言われた子ども8.6%と、子どもの傷つき体験は依然高い数字である。そして、友だちなどからの「つらい体験」に対して、自己肯定感の高い子どもは、様々な対処法を持っているが、自己肯定感の低い子どもは「つらい体験」の経験率が比較的高く、対処法は「我慢する」傾向がいっそう強い。また、「つらい体験」の際には、子どもたちは全般的に「我慢する」対処法をとりがちであるが、特に自己肯定感の低い子どもは、自分の気持ちや意見を表明しない点に特徴がある。その他、自己肯定感の低い子どもは代弁者機能や調整機能などを持った相談機関を求めている。その一方で、救済活動の鍵となる「人権オンブズパーソン」についての子どもの認知度は13.3%と、依然低いままである。実際に人権オンブズパーソンに相談している件数についても、2008年度は相談受付201件(子ども本人からの相談は88件)であった。

これらの問題は、調査結果における子どもたちの「自由記述」からも見えてくるし、ヒアリングでも指摘されていた。このような実態を踏まえて、権利委員会は子どもの相談および救済にかかわる施策を検証していった。

3 川崎市子どもの権利委員会による検証システムと視点

(1) 子ども施策の新たな検証システム

権利委員会による施策の検証システムは、子どもにかかわる施策について子どもの権利の視点から、権利委員会・行政・市民によるパートナーシップに基づき検証するものである。

ここでの検証とは、上記のように、子どもの権利に関する実態・意識調査等を通じて子どもの権利状況を把握し、権利委員会による事業調査・評価票に従って行政が自己評価を行い、それに基づき行政や市民・NPOや子ども等と対話を行い、それらの結果をふまえ、子ども施策の進展にむけた提言を行う、一連の活動である。権利委員会は、子どもにかかわる個別の問題事例や事件の背景にある施策の現状や課題について、行政の自己評価や対話等を通じて検証し、提言を行うのである。この検証のプロセスを貫くものは子どもの権利という視点である。基準となる子どもの権利の根拠は、国連・子どもの権利条約と川崎市子どもの権利条例である。

権利委員会の検証は、多くの自治体が入り込んでいるPDCA(Plan=企画立案、Do=実施、Check=評価、Action=見直し・改善)という施策の評価システムを踏まえつつ(川崎市では、ACTION=All projects Check Trinity Improvement Output and outcome New public management「すべての事務事業を対象に、点検を実施し、事業・予算・組織定数を三位一体で、改善し、成

果重視の、新たな行政経営への挑戦」) それをより効果的に進めるものである。子ども施策・事業の多くは権利保障にかかわるので、評価の視点や方法に子どもの権利を含めることが重要であり、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠になる。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、もっぱら施策の対象と位置づけられているが、子どもの権利条約や子どもの権利条例で示されているように権利の主体であり、当事者である。子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする市民の評価も含めて検証することが求められている。

このような検証のプロセスは、子ども施策の立案・実施・評価の総合化につながるのである。

(2) 子どもの相談および救済についての検証の視点

権利委員会の検証システムの趣旨を踏まえ、子どもの相談および救済についての施策を検証するにあたっては、特に子どもの権利条例の前文および第2章によって規定されている子どもの権利についての考え方を基本においた。

そして、上記の実態・意識調査等により明らかにされた点、特に、子どもの深刻な傷つき体験がSOS発信につながっていない状況を踏まえ、相談・救済機関を知っていること、それらの趣旨や活動を理解すること、それらを活用することにはそれぞれハードルがあることを認識し、そして、これまでの相談および救済施策の成果をきちんと確認しながら、次のような点を大事にして検証作業を進めた。

(ア) 子どもが1人でも安心してSOSを出せるようになること。

(イ) 相談・救済機関が子どものSOSを受けとめ効果的な救済を行えるようにすること(救済につなげること)。そのためには、福祉・教育・少年司法等の分野における既存の相談・救済制度を子どもの現実にふさわしいものにしていくこと、救済のための連携とりわけ人権オンブズパーソンとの連携を組織的に進めること。

(ウ) 子どもを解決の主体として位置づけ、解決にあたっては子どもの最善の利益を確保できるようにすること。そのために、解決の視点の共有と手法の確立、職員・スタッフの資質の向上、物的な条件整備などを進めること。

検証の視点としては、主に次のような点をポイントにした。

(a) 人権オンブズパーソンをはじめ相談・救済機関を知らなければ相談できないので、子どもおよび子どもにかかわるおとな(保護者・市民・職員等)に対する広報・啓発がどのよう
にどこまで行われているか

(b) 子どもは相談・救済機関(人や場所)に対する安心感や信頼感がなければアクセスしない
ため、アクセス方法、時間帯、相談場所、相談対応など安心して相談できるような体制や
対応ができているか

- (c) そのためにも、相談・救済機関における職員・スタッフの専門性の確保や資質の向上にむけた取り組み、職員・スタッフに対する支援体制の整備などが行われているか
- (d) 効果的な救済にむけて他の機関との連携が効果的に行われているか、NPOとの連携が進められているか
- (e) 子どもたちが相談・救済機関に強く求めることである秘密の保持にもかかわるが、データの整理や管理が適切に行われているか

4 相談および救済の取り組みの進展にむけて

川崎市における子どもの相談および救済の取り組みを進展させるには、第2章で提言している取り組みを着実に進めることが鍵となる。

また、多様な文化的背景を持った子どもや障がいのある子ども、乳幼児などSOSを出しにくい子どもたち、出したくても出せない子どもたちが多数存在する現実を踏まえ、子どもが安心してSOSを出せる「雰囲気」を家庭、子どもの育ち・学ぶ施設、さらには市全体のなかにつくっていくことが必要である。つらい、苦しいときに安心してSOSを出して良い、それを受けとめてくれる制度があり人がいるということをあらゆる手段を使って、子どもたちに伝えていくことが求められている。

特に乳幼児期の子どものSOSについて、親・保護者や保健・保育にかかわる人たちやNPOなどが代弁あるいは代理できるようにするための仕組みを作り、市民が使いやすいシステムを確立することも大切である。同様に、SOSを表現しにくい、できない状況にある子どもたちの代弁あるいは代理する適切な方法を開発していくことが要請されている。

そして、既存の相談・救済機関の間、それらと家庭や子どもが育ち・学ぶ施設との間、それらと相談・救済にかかわる市民・NPOとの間などで効果的な連携が進むよう、信頼関係の構築と経験の蓄積が必要である。

より根本的には、市民社会が子どもからのSOSを受けとめ救済・立ち直りへとつなげていく力をつけていくことが求められている。

川崎市は子どもの権利を総合的に保障する子どもの権利条例を制定している利点を最大限活かし、相談および救済の取り組みの充実とともに、子どもの居場所づくり、子どもの参加、そして子どもの自己肯定感・権利意識の向上に取り組んでいくことが、子どもの権利侵害の予防にもつながる。その意味で、子どもの権利条例を全面的かつ総合的に実施していくことがいっそう重要になっている。

第2章

「子どもの相談及び救済に関する事業」
についての提言、現状と成果、課題

1 人権オンブズパーソン

[提言]

- (1) 人権オンブズパーソンの認知度を高めるため、しくみや事業内容を分かりやすい手段で市民に知らせること。特に子どもへの広報にあたっては、親しみやすい方策についても配慮すること。
- (2) 学校及び児童養護施設における「人権オンブズパーソン子ども教室」や児童養護施設への訪問事業は、子どもの人権理解および人権オンブズパーソン制度の周知の機会として効果が高いため、より多くの子どもと教職員に働きかけるとともに、そのための体制を整備すること。
- (3) 年次報告書等を通じた事業の運営状況の公表にあたっては、統計的な相談件数等に加えて、どのような解決方法を採用しているのかについて、市民が理解できるように分かりやすく記載すること。それにより、市民が事業内容を検証できるようにすること。
- (4) 子どもが安心して相談できるアクセス方法の充実、多様な相談機会の確保に努めること。あわせて、相談場所等の環境整備にさらに取り組むこと。
- (5) 子どものSOSを受け止めるため、専門調査員には、子ども固有の問題に精通し、専門分野、性別、年齢等において多様な構成による人材を確保すること。また、職員の資質を向上するための研修機会の充実、支援体制の整備に引き続き留意すること。
- (6) 第三者機関としての立場を活かし、子どもが安心して生きていけるようにするため、他の関係機関とのセーフティネット構築に連携・協力すること。
- (7) 制度改善のための意見を表明し、子どもの権利保障に向けて予防的な効果を図ること。

[現状と成果]

- 人権オンブズパーソンは、子どもや男女平等にかかわる人権侵害に関する相談や救済申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができる第三者機関であり、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権侵害からの救済を図り、人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的としている。人権オンブズパーソンは、相談や救済の申立てを受けると、相談者の立場に寄り添いながら、問題が解決できるよう助言や支援を行う。人権侵害を受けている本人だけでなく、家族や友達、知人、第三者も相談することができ、本人の同意があれば救済の申立てを行うことができる。また、救済の申立て又は自己の発意に基づき調査を行い、必要と認めるときは、是正等の措置を講ずるよう勧告したり、制度改善を求める意見表明をすることもできる。
- 平成16年度より相談カード、保護者にチラシを配布した後は、相談件数が増えた。その後相談カード、ホームページ、パンフレット、チラシ、ポスター、市政だより等の媒体による広報を行っている。

- 人権尊重やいじめをなくすことの大切さ、人権オンブズパーソンへの気軽な相談や利用について分かりやすく話をするため、小・中学校及び児童養護施設における「人権オンブズパーソン子ども教室」や児童養護施設への訪問事業を実施している。そこでは、人権オンブズパーソンからの話をする前に役割演技（専門調査員・事務局による模擬相談、ロールプレイ）を実施する等、安心して相談できる制度であることを子どもたちや教職員、民生委員・児童委員等に伝える貴重な機会となっている。平成19年度は小学校1校、中学校7校、児童養護施設2園、平成20年度は小学校5校、中学校6校で実施している。
- 条例第26条に基づき毎年条例の運営状況について年次報告書を刊行している。年次報告書は、相談の受付状況として相談内容、相談者、相談件数や相談回数と方法・時間等について記載し、救済申立ての状況として件数と内容、救済活動の状況等を記載している。他に、活動状況として「人権オンブズパーソン子ども教室」等広報活動、「巡回人権オンブズパーソン」、研修活動等について記載し、年次別相談統計表、制度の概要（役割と意義、体制、相談・救済申し立ての方法、相談・救済事業の流れ）条例が記載されている。これらは、ホームページでも、内容を公表している。
- 専用相談室は、男女共同参画センター（すくらむ21）の施設内に設置しており、子どもの希望に応じて区役所等の場所に出向く相談も実施している。他には、平成20年度より、市民に身近なところへ出向いて「巡回人権オンブズパーソン」を実施している。
- 子どもの主体性を大切にしながら相談・救済を行った結果、「自分の気持ちを伝えられるようになった」、「前向きな気持ちで学校に通えるようになった」等、相談者の精神的成長が確認された。また、面談を重ねる中で、親や教師の認識や子どもへの対応に変化がみられ、問題解決につながった事案を確認した。
- 子どものSOSを受け止めるための専門性として、人権オンブズパーソンには、家族社会学、児童福祉を専門とする大学院教授と弁護士の2名、専門調査員には臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持ち相談実績を有する4名、そして事務局職員3名で構成している。人権オンブズパーソンおよび専門調査員は現在すべて女性である。
- 人権オンブズパーソンに対する正しい認識と理解を得るため、新任校長研修、学校だより・子どもの権利週間等での相談活動紹介を実施している。また、教育委員会主幹指導主事会議での報告書配布・協力呼びかけ、小・中校長会への「人権オンブズパーソン子ども教室」協力呼びかけ、新任民生委員・児童委員へのリーフレット配布等実施により、学校や社会福祉協議会等との連携強化に努めている。他に関係機関（各区役所こども支援室、総合教育センター、児童相談所）や民間活動団体、子育てサークル等に呼びかけ、意見交換を行っている。
- 養護が必要とされる児童の事案を扱ったことから実態把握のための発意調査を行い、児童相談所の執行体制の確立等の制度改善を求めるための意見表明を行った。他に、市民

オンブズマンと合同調査を行った結果、体罰・いじめ等子どもの人権問題への学校と教育委員会の取り組みへの意見表明も行った。

[課題]

- (1) 「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」で明らかとなった子どもの傷つき体験や対処法を踏まえると、人権オンブズパーソンにつながれば救済される可能性の高い子どもは多いと推察される。しかしながら、認知度の低さが、川崎の子どもの数に比して相談件数が少ない一要因となっていることは否めない。そこで、子どもへの広報を充実するとともに保護者、関係機関・民間団体の職員、教員、民生委員・児童委員や人権擁護委員等、子どもと人権オンブズパーソンとをつなぐおとな対象の研修会の企画、関係機関や民間団体等への事業紹介・資料提供・事業説明等を引き続き実施するとともにその方法論を工夫することが課題である。

また、子どもからのヒアリングによると、相談カードのデザインやそこに書かれている内容が電話をかけるかどうかを決める大きな要因となっていることも分かった。そこで、相談カードが子どもに親しみやすいデザインになっているか、困ったときやつらいときに自分たちの気持ちに寄り添い、解決方法等についてともに考えることのできる機関であることが伝わる内容になっているか、そのための相談方法が分かりやすいものとなっているのかについて問い直す作業を行うことが課題である。

他に、外国人市民等の多様な文化的背景を持つ子どもからのヒアリングでは、カードを配布されたとしても意味がよく分からないといった指摘もあった。教師からカード配布時の説明を徹底させるとともに、多言語対応の子ども用リーフレット作成をも視野に入れた広報が課題である。

- (2) 学校における「人権オンブズパーソン子ども教室」や児童養護施設の訪問事業は、子どもたちからの感想文やヒアリング結果から判断するとその評価は高く、効果もあがっている。しかしながら、人権オンブズパーソンとの対話の中で、1年に10校程度が限界であると現状が述べられている。こうした効果が高い事業を、より多くの子どもと教職員に接することができるようにするため、必要な体制整備が課題である。
- (3) 年次報告書を通じた事業の運営状況の公表にあたっては、統計的な相談件数等を主としているため、人権オンブズパーソンがどのような解決方法を採用しているのか市民にとって理解することが難しい現状にある。その一方で、個別具体的な救済内容の公表については、相談者が不安になる、今後相談を躊躇する者が出てくる等、人権オンブズパーソン事業に影響を及ぼす可能性があるといった指摘もある。そこで、それらを踏まえ、どのような解決方法を採用しているかについて、子どもをはじめとする市民が理解でき、さらには事業内容の検証ができるように公表の仕方を検討していくことが課題である。
- (4) 近年子ども自身からの相談件数が減少している。こうした背景を分析し、認知度を高

め、制度の理解を深め、安心して利用できるようになるためにどのような活動をすればよいか検討するとともに、アクセス方法の充実に努める必要がある。そのためにはメール相談を充実することも今後の検討課題である。

また、平成20年度から開始した「巡回人権オンブズパーソン」は、多様な相談機会の確保のため重要な活動と考え、どのような場所や機会に実施することが効果的か検討していくことが期待される。

アクセス方法の充実と多様な相談機会の確保は、支援や救済が必要であるにもかかわらず、SOSを出せていない子どもと人権オンブズパーソンがつながる機会を増やすことにもなる。

あわせて、来所相談をする際の安心感を確保するために、男女共同参画センター(すくらむ21)内に設置された相談スペースをより安心して話ができる空間にするよう工夫するとともに、地理的環境を考慮し子どものアクセスしやすい区役所会議室等を利用する場合や「巡回人権オンブズパーソン」の会場にも、同様な環境整備に配慮することが課題である。

- (5) 相談の入り口となる専門調査員の役割は、人権オンブズパーソン制度が機能していくための重要な要因となる。そのため、子ども固有の問題に精通し、かつ、専門性、性別、年齢等に配慮した多様な構成による人材の確保が必要である。

そのうえで、相談内容や状況は多岐にわたるため、専門調査員が、高度の専門的知識と対応スキルを身につけるための研修の充実、専門調査員への支援体制の整備が課題である。

- (6) 他の関係機関(特に、総合教育相談センター、各区役所こども支援室)や民間活動団体、さらには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携・協力体制をより強化するため、情報発信をするとともに、相互理解の機会を作り、双方向で連携がとれるシステムの構築が課題である。そうした活動を通じ、第三者機関としての立場を活かし、子どもが安心して生きていけるためのセーフティネット構築に連携・協力していくことが期待される。

- (7) 個別救済を取り扱った事案から勧告、意見表明等を行い、これらの内容を公表し、個別の問題を社会の制度改善につなげることは、当事者の子どものエンパワメントにつながるだけでなく、広く子どもの権利保障に向けての予防的な効果となる。こうした人権オンブズパーソンの重要な職務を遂行し、効果を発揮できるよう検討していくことが課題である。

2 児童・青少年電話相談及び児童虐待防止センター

〔提言〕

- (1) 子どもが安心して利用してみようという気持ちになるために、SOSカード配布時にどのような声かけ等をするのが効果的なのか検討すること。そのために子どもへの説明資料の内容を見直すとともに、教員に周知を図ること。
- (2) 相談員は、話しの中に隠された危険を捉える感覚や相談スキルを身につけること。そのために相談員の資質の向上を図る研修システムを充実させること。
- (3) 受けた相談を適切につなげていくルートを確立していくこと。そのために他の相談・救済機関、特に人権オンブズパーソンとの相互理解を深め、適切な連携が図れるようにすること。

〔現状と成果〕

- 「児童・青少年電話相談窓口」事業は、青少年育成課所管の「ヤングテレホン相談」が、平成18年度にこども家庭センターこども支援担当の所管となった後、平成20年度からは中央児童相談所電話相談機能の再編に伴い、名称を変更して「児童虐待防止センター」と併せ運営している。市が所管している青少年の相談窓口として子どもから青少年に至るまでの悩みごと、困りごとに関する相談を平日9時から20時まで電話で受け付けている。
- 「児童虐待防止センター」事業は、子どもへの虐待の通報や虐待につながる子育て不安についての相談を、24時間・365日、日中4人、夜間8人、が各2人1組で対応している。児童虐待防止センターは児童相談所と連絡しており、夜間の緊急時にも即応できるよう、係長級以上で対応している輪番電話に連絡する体制をとっており、輪番職員と所長の協議で即時対応か朝以降の対応か決定している。
- SOSカードは、学校（市立学校以外の学校を含む）を通して全学年の児童・生徒へ配布し、配布時に教員から説明を加えることにより、子どもたちへの児童・青少年電話相談の周知が広がった。教員の説明用に、子どもSOSカード配布の目的、子どもの権利について、虐待の分類、子どもたちへのメッセージ等が記載された「子どもSOSカード配布時の説明について」を配布している。
- 児童虐待防止センター事業に関してはフリーダイヤルになることにより子ども自身が電話をかけやすくなった。
- 月1回程度の事例検討会、研修等の実施により、電話相談の対応方法の統一化ができた。研修の中ではリスク感覚を磨くことも行っている。その結果、小学生低学年の電話相談からネグレクトであったことを認識できた。これは成果である。
- 電話相談のためケースワークまでは行っていないが、相談者に他機関を紹介することが

多いので、多様な相談機関の周知には役立っている。継続相談の場合には児童相談所を紹介している。また、連携強化のためには、お互いの機関における役割を理解し合うことが重要であるため、川崎市子どもの虐待対応・連携の手引きを作成し、保健福祉センター・保育園・学校等に配布している。

- メールでの相談については、検討中である。
- 児童・青少年電話相談と児童虐待防止センターが、児童相談所内にあり、連携がとりやすい。

【課題】

- (1) SOSカード配布時の教員からの説明は、事業の理解、安心感、相談をしてみようと思う気持ちに影響がでてくる。特に、虐待に関して、被虐待児はSOSを出せない状況下に置かれていることが多いため、がまんせずにSOSを出してよいこと、電話したらつらいことから守ってもらえること、秘密を守ること、相談者の気持ちや意向に寄り添うこと等を伝える必要がある。いたずら電話をしないよう注意を呼びかけることについても、相談電話をかけにくくならないよう、説明方法の周知に課題がある。そこで、事業についての内容・特徴等が理解できるとともに、つらいことがあったときや相談してよいかどうか分からないときにも、安心して利用してみようと思える気持ちになるために、どのような声かけ等をするのが効果的なのか検討し、配布する教員に伝えることが必要である。現在、子どもへの説明資料として「子どもSOSカード配布時の説明について」を配布している。こうした子どもへの説明資料を教員に配布することは、教員の啓発活動になり、さらには、子どもからのSOSを受け止めることができるリスク感覚を磨くことにもつながる。そのため、あらためて子どもへの説明資料の内容の見直しが課題である。
- (2) いたずら電話や親からの自分自身の相談の電話について、相談や通告の芽を摘むことにならないよう、また、相談に潜むリスクの存在の可能性に留意しながら聴くといったことが重要である。これらのスキルを高めるため、相談員の資質向上が課題である。
- (3) 電話相談業務のため他の相談機関との連携は直接行っておらず、日常的に事務局である中央児童相談所が関係機関との連携に努めている状況である。今後も、他の相談・救済機関の紹介等、電話相談事業との連携のあり方についての検討や、特に人権オンブズパーソンとの連携を検討することが課題である。
- (4) 児童・青少年電話相談と児童虐待防止センターの役割・効果を検証し、より効果的にそれぞれの機能を活かすための方策について検討していくことが今後の課題である。

3 教育相談

[提言]

- (1) 子どもが安心して相談できるよう、子ども向けの広報の充実に努めるとともに、アクセスしやすい相談のあり方を工夫すること。
- (2) 相談員は、専門分野等において多様な構成による人材を確保すること。
- (3) 他の相談・救済機関やフリースクールなど子どもを支援する民間団体等との相互理解を深め、相談を子どもの権利に即して適切につなげられるように実質的な連携を図ること。特に不登校の子どもについては、子どもの意見を尊重しながら子どもの最善の利益を考慮して、連携先や進路を関係者とともに模索すること。また、子どもの人権侵害事案については、人権オンブズパーソンとの連携を視野に入れて対応すること。

[現状と成果]

- 「学校に行けない」「集団になじみにくい」「子育てのこと」「発達に遅れがあるのでは」等、教育に関する相談を行っている。電話相談は、子ども用（9：00～16：30月～金）保護者（一般）用（2回線・・・9：00～16：30月～金および9：00～18：00 毎日）、幼児教育センター（9：00～16：30 月～金）がある。平成19年1月15日より緊急を要する相談にも即応するため年末年始を除く24時間体制の回線も用意し相談活動を行っている。来所面談相談は市内2か所（塚越、溝口）で実施している。来所相談は継続が多く、例年450件程度である。

他に、不登校家庭訪問相談があり3名の相談員が家庭に訪問して相談を行っている。本人の希望、保護者の承諾のもとメンタルフレンド（1）が同行することもある。

また、不登校の小・中学生の活動場所としては、市内4か所にゆうゆう広場（適応指導教室）を設置しており、それぞれ5名の教育相談員、専任のカウンセラーが配置されている。さらに、メンタルフレンドが配置され、通級している子どもの活動の援助を行っている。

- SOSカードに情報を記載し、学校を通して全児童・生徒に配布している。また、川崎市人権尊重教育推進会議から発行されるカードにも情報を記載している。電話相談カードについては障がいのある子どもへの対応として活字を大きくしたものを配布している。パンフレットやチラシは学校へ送付し、学校から保護者へ配布している。ホームページを作成し、ひらがなでの表記もしている。

多方面からの要請も踏まえ平成21年8月13日から不登校、いじめに悩む児童生徒お

-
- (1) 不登校や家に引きこもりがちな子どもと話をしたり遊んだりするおにいさん・おねえさんの存在。大学または大学院で心理学を学んでいるか教職課程履修の学生（卒業、修了者含む）で、指導者の推薦があり、一年以上定期的に訪問相談ができるボランティアのこと。

よびその保護者を対象としてメール相談を開始した。

- 相談は、子どもの意見を尊重しながら、問題点を整理し、解決策についてともに考えている。

相談を受ける職員は、管理職経験者もしくは臨床心理士の資格を有している。24時間電話相談は、日中(9:00~18:00)は教育相談員、夜間(18:00~9:00)は臨床心理士(NPO法人に委託)が対応し、翌朝相談状況の報告を行っている。

- 県警、民間団体、県教育委員会等とのネットワークを構築しており、相談内容によってそれぞれの機関と連携を図っている。成果として、年3回の不登校対策連絡協議会で、参加している機関・施設の特徴をお互いに理解ができた。また例えば、医学的治療が必要な相談者には医療機関を、福祉的要因を抱える相談者には児童相談所を、低年齢の子どもに関する相談者には幼児教育センターを、それぞれ紹介し効果が見られた。
- 人権オンブズパーソンとの連携はなく、人権侵害事例は児童相談所に紹介している。
- 不登校のための相談会・進路情報説明会は、高校、フリースクール、ハローワーク参加のもと教育委員会とNPO法人との協働で運営している。また、進路等の個別相談では全体会の後に関係各機関がブースを作って対応している。

【課題】

- (1) パンフレット等のルビ付けやひらがな表記、校長会に出席して説明する等の幅広い広報が予定されている。特に学校との連携を深めていく中で広報を行うことを課題としている。また、アクセス手段の拡大としてメール相談を開始したが、今後メール相談を周知するための説明会の実施とともに体制の構築が課題である。
- (2) 相談を受ける職員は、学校の管理職経験者もしくは臨床心理士以外、他の専門領域を持つ職員の募集は予定されておらず、相談員の職種が限られている。そのため不登校の児童生徒を支援しているNPO団体等からの幅広い人材活用が求められる。
- (3) 不登校の子どもについては、子どもの最善の利益を確保するため、今後もフリースクール、フリースペース、医療機関、福祉支援窓口等必要に応じて、より幅の広い連携が必要である。そして、家庭や学校等において子どもの人権が侵害されていると疑われる場合、人権オンブズパーソンとの連携が必要であり、今後どのようなケースにつないでいくのか検討していくことが課題である。

4 スクールカウンセラー

[提言]

- (1) 各学校において子どもへの周知を図るため、分かりやすい広報について工夫すること。
- (2) 学校巡回カウンセラーを拡充すること。そして心のかけはし相談員との連携を図ること。
- (3) 子どもが安心して利用できるように、秘密が守られる場所の確保、SOSを受け止める雰囲気や人間関係の形成に最大限の配慮をすること。
- (4) 学校組織内で、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、コミュニケーションを取る体制を構築すること。そのために、個人情報保護の原則を踏まえたうえで情報共有のあり方を確立すること。
- (5) スクールカウンセラーは、人権オンブズパーソンをはじめ関係機関との相互理解と実質的な連携を図ること。
- (6) スクールソーシャルワーカーが、子どもの権利の視点から、子ども・家庭・学校・関係機関をつなぐ役割を果たすこと。そのために十分なスクールソーシャルワーカーの拡充を検討すること。

[現状と成果]

- 朝会の時間を利用し、直接生徒たちに呼びかけたり、学年報や学校新聞で紹介する等、広報を工夫し、相談活動への理解やその浸透を図った学校もある。また、長期休業明けに、広報紙や集会を利用し、生徒たちへ相談室利用を呼びかけている。
- スクールカウンセラーは、学校においていじめやさまざまな悩みの相談に応じ、助言や心のケアを行っている。平成17年度より全中学校(51校、計41人。内訳・・・男性9人、女性32人。年齢構成・・・20代3人、30代19人、40代7人、50代以上12人)に配置されている(年間280時間)。資格は臨床心理士またはそれに準じるものである。

心のかけはし相談員は、小・中連携の不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」において不登校の予防・解決のために配置されている(年間40時間)。相談員は7中学校区、15小学校に配置され、資格は特になく、退職教員や市民があたっている。

学校巡回カウンセラーは川崎独自の制度として設置し、現在7名の学校巡回カウンセラーが対応している。資格は臨床心理士またはそれに準じるものである。小学校は、要請に応じて総合教育センターから派遣し、高等学校は週1回程度定期的に巡回相談を実施している(平成19年度：小学校240回、高等学校211回)。

スクールソーシャルワーカーは、子どもが抱える問題について、個人や環境等を考慮しながら、学校の教職員、関係機関の職員、家族等と連携・協働して、教育的かつ福祉

的アプローチから問題解決に働きかける。スクールソーシャルワーカー配置事業は平成20年度より開始し6月に1名、11月に2名増員し3名を配置し、平成21年度はさらに1名増員し4名体制で事業を展開している（週4日1日7時間15分勤務）。資格は社会福祉士・精神保健福祉士等を有しており、採用には語学が堪能であることも考慮した。スクールソーシャルワーカーの支援が必要な場合は、学校長から区・教育担当に要請をし、学校長は子どもの状況把握、保護者の相談を受けて、その情報を区・教育担当と共有して、スクールソーシャルワーカーが支援に動くこととなる。川崎区、幸・中原区、高津・宮前区、多摩・麻生区各担当制で、月1回の情報交換会、区ごとの連絡会議で情報共有している。また、連携をとって対応できるように日程一覧を作り、主幹会議で情報共有をしながら、専門分野を活かして必要な支援を行えるようにしている。

- 校内の相談体制を構築し、そのメンバーの一員として情報交換をする等連携を図っている。
- 不登校対策連絡協議会（年3回）以外の連携は、必要に応じて関係する機関等とのケースカンファレンスを実施している。
- 人権オンブズパーソンを紹介した事例は特にはないが、今後の連携先として人権オンブズパーソンを視野に入れている。
- スクールソーシャルワーカーが中心となって、民生委員・児童委員、教育委員会、学校等との間を調整している。
- スーパーバイザーは、各カウンセラーへの、スーパーバイズや、事件事故発生に伴う緊急対応、教職員のメンタルヘルス対策を行っている。

【課題】

- (1) 子どもとの対話の中で、スクールカウンセラーのことを「知らない」「いつ来ているかわからない」というような意見があった。直接生徒たちに呼びかけたり、学年報や学校新聞で紹介する等といった従来型の広報にとどまらず、全校生徒が具体的な活動を理解できるように、広報を工夫することが課題である。
- (2) 学校巡回カウンセラーは、増加するニーズに対応するため平成19年度の2名から20年度は2名増員し4名、21年度はさらに3名増員し7名体制とした。相談件数の増加や学校での継続が必要な相談もあるため、カウンセラーが十分対応できる時間的な確保が必要である。そこで、今年度の体制を検証し、小学校・高等学校の児童・生徒の相談や心のケアをするのに十分な体制（さらなる増員も含め）の検討が課題である。特に、小学校においては学校の要請に応じて派遣することとなり、養護教諭や心のかけはし相談員との連携も課題となる。
- (3) 子どもとの対話の中で、「相談場所に入っていきのを見られたらおしまい」という意見があった。また、「どんなところだったら相談に乗ってくれると思いますか」という質問に

対し「静かで、声が聞こえないところ。外から声が聞こえないところ」「学校で相談できる場所があることを聞いたが、勇気がなくて相談できなかった。電話相談は学校に言われそうだから相談できない。電話も会うのもどちらも苦手、知っている人の方が相談しやすい」という意見があった。子どもが安心して相談できるよう、相談したことが内容も含め友達や先生にも分からない秘密が守られる環境、SOSを受け止める雰囲気づくり、カウンセラーとの親しみやすい人間関係づくり等が課題である。

- (4) 学校の組織の中で、十分活用されるためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と教職員とのコミュニケーションの構築が必要である。このことは、上記課題でも指摘したように子どもから相談があったことや内容をすべて情報共有するというわけではない。そこで、個人情報保護の原則を踏まえうえで情報共有のあり方を確立し、全学校における体制づくりが課題である。
- (5) 人権が脅かされていることを把握した場合の対応として、人権オンブズパーソンをはじめ関係機関との連携をどのようにすすめていくかについて検討することが課題である。
- (6) スクールソーシャルワーカーは子どもの状況に応じて子どもの権利の視点から、子ども・家庭・学校・区役所こども支援室をつないでいく方策を検討していくことが課題である。また、区役所こども支援室では、児童相談所や福祉関係、医療関係とのネットワークづくりをしており、スクールソーシャルワーカーの運用は区・教育担当との連携による即応性を重視している。そのため、区役所こども支援室と支援を必要としている子どもをつなぐ役割も期待されている。人員については平成21年度より1名増員されたものの、さらに拡充していく方向での検討が課題となる。

5 インターネット問題相談窓口

[提言]

- (1) インターネット技術の進歩に応じて、高度な専門性を持った相談員を確保すること。そして、専門的知識や技能の維持・向上をいっそう図ること。
- (2) 人権侵害を伴うような困難な事例に適切に対応するため、学校、人権オンブズパーソン、その他の関係機関等が相互理解を深められるよう連携の強化を図ること。
- (3) 多様化する子どものインターネット問題の現状を把握し、相談窓口事業の経験・成果に基づいて子どもの権利の視点を踏まえた情報教育、情報モラル教育をよりいっそう進めること。

[現状と成果]

- いじめ・不登校を生まない学校づくりが緊急の課題であるため、インターネット問題相談窓口を平成20年9月に設置した。平成21年5月から6月に学校でのインターネットトラブルの調査を学校担当者に行った結果、市内179校の学校裏サイトが確認できた。特に中学校では、51校中33校(65%)の裏サイトがあり、学校の中で問題になり、指導を行ったケースもある。

相談窓口は、気軽に相談できるようにメールと電話の相談とし、特にメールはパソコン・携帯ともに可能にした。携帯サイト(モバイルかわさき等)からもリンクを張って、アクセスしやすくした。今までどこに相談してよいか分からなかったインターネット問題に関して子ども・保護者・教職員が相談できる窓口を教育委員会に設置し、緊急性のある相談に対応してきたことは子どもに安心感を与えるなどとても大きな成果である。

保護者向けにもPTA、学校と話し合いながら「お知らせ」を配布し広報している。さらに、各広報紙で相談窓口情報を掲載し、PTAと共同でポスターを作成している。

- 電話での相談受付時間は8時30分から21時までとし、夕方・夜間にも相談を受けられるよう配慮している。なお、パソコンや携帯電話からのインターネットフォームメールでの相談は24時間受け付けている。相談員には、児童・生徒の気持ち、学校の実態、インターネットに詳しい学校勤務経験者(元校長、教頭)を配置している。その結果、問題を未然に防ぐことに繋がっている。
- 相談員のICT(Information and Communication Technology=情報通信技術)知識や専門性は、担当指導主事による研修によって高められている。職員自らも専門性を高めるため日々研鑽を重ねている。また、全国webカウンセリング協会の研修会や教育委員会の情報の伝達等により専門性の向上を図っている。
- いじめ相談や架空請求への対応等が記された相談員のマニュアルを作成している。

- 川崎市立学校インターネット問題連絡協議会（ 1 ） 青少年育成課、生涯学習推進課との連携が行われている。秘密厳守を図り指導課区調整担当と連携をとり、適切な対応が必要な事例もある。
- 神奈川県警サイバー犯罪担当との連携で、インターネット問題の対応マニュアルについて情報の共有を図った。また、消費者行政センターとの連絡を行い、架空請求事例への対応の仕方に係わる情報の共有化を図った。
- 人権侵害に繋がる記述に関しては、学校現場との連携により、詳しく調査し、実名および記述事項の削除をしている。削除方法を工夫し、誰が削除したか分からないよう、平成20年度は227件の削除を行った。個人でプロバイダーに削除依頼を行うのではなく、こうしたシステムが構築できたことは成果である。相談員の会議の中で削除の判断基準を決め、学校と連携した調査、削除を行うことにより、安心できるネット上の書き込み環境をつくっている成果に繋がっている。同時に、学校において児童・生徒に対する指導も合わせて行ない再発防止に努めている。被害にあった子どもの傷ついた心理状況を鑑み、親身な言葉かけや、いたわり、励ましの言葉かけ等も行っている。また、状況によっては、係わりのある子ども同士の間関係改善に向けた指導や配慮について該当する学校に対応を依頼している。
- 情報モラル教育の推進は総合教育センター情報・視聴覚センターが中心で、センターの情報モラル担当者が作成した情報モラル教育テキストを利用したり、情報モラル担当者会議に共生・共育担当から講師を派遣したり、共同で事業を行っている。情報モラル教育は、道徳や総合的な学習等いろいろな教科の中で実施する指導計画が出されている。文部科学省のホームページにも年間指導計画書のサンプルが載っているので、参考に取り入れて行っている。

【課題】

- （ 1 ） インターネット上で公開されている内容、本人が関係しているブログ、掲示板、全て検索して調査するが、裏サイト系の書き込みは匿名になっているため、調査には時間と検索技術が必要である。サイト運営者によっては、削除要請に応じてくれないところや連絡がとれない場合もあり、困難なケースが多い。
さらに、インターネット技術の日々の進歩と多様化する相談内容に適切に対応するため、高度な専門性を持った相談員の確保と専門的知識や技能を高める研修計画の策定・実施、他に子どもの現状や対応が困難な事例についてマニュアルの充実が今後の課題である。
- （ 2 ） 書き込みの削除ができない事案、人権侵害にあたるかどうか判断が困難な事案等については、川崎市立学校インターネット問題連絡協議会の構成メンバーを含め、広く関連機

（ 1 ） 構成：教育委員会事務局総務部、学校教育部、生涯学習部、総合教育センター情報・視聴覚センター、市民・こども局こども本部、神奈川県警察本部、川崎市PTA連絡協議会

関やICT専門業者等と相互理解を図り、連携・協力体制を構築していくことが課題である。特に対応が困難な事案には、人権侵害がインターネット上だけではなく実際の人間関係の中でいじめ等が行われている事案があるので、その場合には学校や人権オンブズパーソン等との連携・協力が必要となる。

- (3) 情報モラル教育は、時として加害者への指導的要素、モラルの強調になりがちである。そこで、インターネット相談窓口事業の取り組みに基づき、ネットいじめや不登校および多様化するインターネット問題についての未然防止に向けた取り組みとして、総合教育センター情報・視聴覚センターと連携・協力し、子どもの権利の視点を踏まえた、情報教育、情報モラル教育をよりいっそう進めることが課題である。

6 こども支援室こども相談窓口

[提言]

- (1) 教育、保健、福祉等の窓口が一本化されたメリットをさらに活かし、乳幼児の保護者をはじめ、総合的な子どもに関わる支援の体制整備を図り、こども支援室としての機能・役割を充実させること。そのために相談員の増加も含め安定した体制づくりをすること。
- (2) 子どもが気軽に、安心して電話相談・来所相談ができるよう、特に子ども向け広報に力を入れること。
- (3) 区の特長と独自性を活かしつつ、他区の先進事例を参考にして、外国人市民等の多様な文化的背景を持つ子どもや地理的にアクセス環境のよくない子ども等にも利用しやすい条件や環境の整備を図ること。
- (4) 区役所窓口に加え、子どもの日常的な居場所、活動の場において、相談を受けられる体制づくりをすること。その際、こども文化センターの活用等を検討すること。
- (5) 子どもの相談に関しては、プライバシーの保護のため、電話相談を受ける独立した相談ブースを確保すること。また、来所相談者が安心して話ができる相談室の確保をすること。
- (6) 相談の受け手は、職種や経験年数にかかわらず、子どもからの相談を受けるために必要な知識やスキルを確保すること。そのため研修システムの整備、スーパーバイズ、ケア体制等のしくみづくりをすること。
- (7) 他の相談・救済機関や民間団体等との相互理解を深め、実質的な連携を図ること。特に子どもの人権侵害事案に関しては人権オンブズパーソン、児童相談所、シェルター等の民間団体との情報交換を密にし、連携が取れるような体制を構築すること。

[現状と成果]

- 平成17年度にこども総合支援担当が設置され、平成20年度にこども支援室となり、こども相談窓口事業では、子ども、家族、関係機関等からの子どもに関するあらゆる相談（育児、成長・発達、いじめ、虐待、不登校、引きこもり等）に、専門の相談員が電話相談、来所相談で応じている。必要な場合には、関係部署や関係機関等と連携を取りながら、専門機関の紹介、関係機関との調整、カンファレンス等を行う。また、母子健康手帳の交付、保育所案内・申込書交付、転入者等への子育て情報の提供等を実施し、子育て支援サービスについての情報提供や活用の案内を行う中で、妊娠、出産、育児の支援をしている。相談を受ける時間帯は月曜日から金曜日の8時30分から17時である。

- 相談の受け手は、子ども教育相談員、家庭相談員、保健師であり、必要な資格を取得している。また、スキルアップについては、子ども教育相談員の研修会・事例検討会・会議、家庭相談員の研修会・会議、発達障がい・虐待・面接技術等の研修会を受けている。他、ケース対応についての相談やカンファレンス、上司や他の職員との相談、スーパーバイザーによる学習会、事例検証等を通して職員の専門性、支援体制の強化を行っている。
- こども支援室が各区に設置され、教育相談、家庭相談、保健相談が一本化でき、横断的情報のやり取りが可能になった。また、町内会、民生委員・児童委員、幼稚園・保育園、学校、子育てサークル等様々な連携ができるようになった。このように縦割りの事業が、各区ごとに一本化されたことは、市民・行政双方にとって利便性がよく意義は高い。
- 平成20年度からこども支援室に、区・教育担当（教育委員会併任）が設置されたことにより、学齢期の子ども支援の連携・調整が図りやすくなるとともに、子どもからの直接相談につながるようになった。こども支援室へ新しく主査が配置されたことにより、区役所の関係部署との連携が取りやすくなったことも成果である。
- 子どもの年齢等に応じ、親と子どもとの関係性を配慮して相談を受けることで、子どもの気持ちを傾聴し、ともに考えることにより信頼関係ができ、子ども自身が問題解決する力を支援することができるようになった。
- 各区の室長、主幹、主査、事務担当が連携会議を毎月持ち、一定レベルを共有できるよう情報交換、調整を図っている。
- 広報に関しては、職員、保護者、一般を対象としたチラシを作成し、区内の小・中学校および関係各機関等に配布したことにより、保護者からの子ども（乳幼児から学齢期）の相談が増加する等成果があった。
- 地域における子ども・子育て支援に関わる関係団体・関係機関と行政で構成する「子ども支援ネットワーク会議」(1)を主催・運営し、情報交換や協議をしながら子ども支援の充実を図っている。他に、区内の幼稚園・保育園・小学校の教職員が理解と連携を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちや区内の課題について話し合うため幼・保・小連携推進に取り組んでいる。
- 区要保護児童対策地域協議会実務者会議、区主任児童委員部会(主任児童委員との連携)、区児童委員活動強化推進実行委員会(民生委員・児童委員との連携)、区役所・児童相談所連絡会(児童相談所の出張相談事業)、生涯学習推進会議(市民館との連携)、ケース連絡会議(児童相談所、精神保健福祉センターとの連携)に参加している。その他、児童相談所、保健福祉センター(児童家庭支援担当・障害者支援担当・保護課)、ことばの教室、総合教育センター、精神保健福祉センター、地域療育センター、国際交流協会、

(1) 構成：民生委員・児童委員協議会、区社会福祉協議会、自主グループ団体、地域教育会議、区内保育園、児童相談所、こども文化センター、地域子育て支援センター、市民館ほか。

ハローウイメンズ、大学心理相談室、NPO法人フリースペースえん、ゆうゆう広場等へ連絡をとった事例もある。

こうした活動を通して、情報が共有され、ネットワーク網が広がり、役割分担が明確化され、関係機関の支援が見えやすくなる効果があった。こども支援室が窓口となり、必要に応じて他機関・他部署との連携調整役を担うことで、市民サービスの向上につながったことが成果である。

- 各区の子育てサロン等には保健福祉センターより保健師、栄養士、歯科衛生士を派遣している。また、保育園の保育相談機能を活かして、こども支援室と連携し、保育園の保育士・看護師・栄養士を地域子育て支援センター等に派遣、相談業務等を行っている。

※各区において成果をあげている広報内容・方法、子どもへの対応（子どもの安心・信頼）等

- 川崎区：区役所を拠点とした地域でのこども総合支援は新しい方法であり、こども支援室を通じて所管を越えて支援できるようになったことは、成果である。川崎区は生活保護、虐待、外国人、若年母の相談が多く、相談の延長上で支援することも多い。発達支援に関しては保健福祉センター、地域子育て支援センター、地域療育センターとの連携事業を毎月行い、民生委員・児童委員等とも連携している。

外国人への情報提供については、通訳および翻訳バンクを実施している。これは、幼稚園・保育所・学校・児童相談所等で通訳等の支援が必要な時、区が費用を負担し8言語に対応する。川崎区の不登校の子どもは市内の3割弱を占め、川崎区のこども相談の4割強が不登校の関連事項である。また、不登校の子どもたちの居場所の絶対数が足りないため、こども文化センターでの居場所づくりを始めている。

- 幸区：こども支援室が中心となって、町内会や民生委員等地域との連携が進められた。子どもネットワーク会議等の中でこども支援室の相談窓口の広報を進めている。子ども関係の相談窓口を一本化したことが成果である。発達障がいの講座を保護者向けに開始、虐待防止についての講演を開催していく予定である。
- 中原区：中原区は転出入が多いため、利用者の利便から子育て関係の相談を一つにできたことは大きな成果である。また、新入学児童・生徒に対してこども支援室の利用と子どもの権利啓発のちらしを配布し、周知を図った。こども支援室内に区・教育担当が入ったことで、相談事例などの情報共有が速やかになり、子どもに関わる支援が円滑に行えるようになった。また、発達に課題のある子どもの保護者支援として、保健福祉サービス課と連動して、就学前、就学後の保護者に対して、保護者ミーティングを実施した、子どもの発達支援の考え方や方法、学校との連携方法について支援を行う中で、親同士の交流や、学校、保護者の相互理解の一助となった。
- 高津区：20年度まで家庭相談員が保健福祉サービス課に配置されていたが、21年度から教育相談員、家庭相談員、保健師がそろって相談対応ができる体制が整備された。

また、同じフロアの学校・地域連携担当へ迅速につなぐことが可能となった。保健福祉サービス課や保護課との連携も強化された。区役所内の子育て関係10部署で年3回の庁内会議を実施し、情報の共有・子育て支援推進に努めている。

- 宮前区：保健福祉サービス課、保護課との連携が強化された。保護者用チラシを幼稚園、小・中学区にて配布したことにより、子どもに関する総合窓口ということが周知され、相談件数が増加した。地域的特性をカバーするため、平成21年度から第2、第4水曜日午前中に「こどもサポート南野川」へ家庭相談員とこども教育相談員を派遣する出張相談を開始した。
- 多摩区：子どもの相談窓口を一本化したことにより、保護者や地域の活動をされている方から様々な情報が寄せられた。集められた情報をまとめて発信できるようになったことは大きな成果である。そして、学校連携と地域連携が同じフロアにいることにより、これまで乳幼児関係の子ども施策が中心であったが、小・中・高等学校の情報を含めて幅広い支援が可能になった。要保護家庭の支援に関しても、横断的連携ができるようになった。
- 麻生区：子どもから直接相談もあるが、主に保護者からの子どもの相談を受けている。児童相談所や小・中学校等各関係機関と連携して問題解決に向けてネットワークを構築している。また、乳幼児自主サークル、子育てサークルのネットワークや、幼稚園、保育所と小学校をつなげる連携構築をしている。他に研修を受けた子育てボランティアを子育てサークル等に派遣するNPO法人委託の人材バンク事業を行っている。特に、区・教育担当が同じフロアにいて迅速に対応できる意味は大きい。

[課題]

- (1) こども支援室を通じ教育、福祉、保健に関する総合支援を行うことにより、生活圏において妊娠期から乳幼児期、学齢期、それ以降の子どもの切れ目のない支援が可能になった。特に乳幼児期の子どもからのSOSには、身近な環境において子ども自身への直接支援を行うとともに、保護者を通しての子ども支援、さらには保護者自身の継続的支援が必要となる。続いて学齢期、それ以降の子どもにおいては、乳幼児期の支援方法に加え、子どもに寄り添い、子どもの意見表明を尊重した支援の必要性が増してくる。そこで、乳幼児期の子ども・保護者支援で培ってきた経験を活かし、今後は、保護者支援とともに、学齢期以降を含めた子ども自身を支援するという機能・役割を充実させ、総合的な子ども支援の体制整備を図ることが課題である。また、相談の対応は、通常の業務の合間に相談を受けていること、定期異動があること等、相談員の増加も含め安定した体制づくりが課題である。
- (2) 広報に関しては、保護者対象の広報が主である。子どもが理解できるような表現、絵の工夫に取り組んでいる区もあるが、子どもの年齢に合わせたチラシやリーフレット、ホーム

ページの作成を課題に挙げている区は多く、子ども向けの広報は十分とはいえない。子どもが気軽に、安心して電話相談・来所相談ができるような、子ども向け広報が課題である。また、平成20年度は全学年にチラシ等の配布を行ったが、今後予算的に全学年への配布は難しいとしている区もあり、広報のための予算の確保の充実も課題である。幼稚園や認可保育所以外の保育所等への幅広い広報も課題である。

- (3) 区相互間での調整機能を工夫するとともに、川崎区の通訳および翻訳バンクや宮前区の出張相談のような他区の先進事例を参考にし、利用しやすい条件や環境の整備を図っていくことが課題である。
- (4) 子ども関係の相談窓口は、より子どもの生活圏に近い所にあることが望ましい。また、区役所では、土日、休日の相談に対応できない。そのためには、区役所窓口に加え、子どもの生活圏内に、いつでも相談できる場の設置を検討していくことが課題である。その際、中学校区に一つあるこども文化センターの活用は有効である。
- (5) 子どもへの対応については、現在、来所相談の独立した相談ブースがないこと、職員のデスク上の電話で相談電話を受けている状態であること、相談を受ける場所が子ども用に工夫されていないこと等、子どもが相談しやすい場作りのための環境整備を行うことが課題である。
- (6) 相談内容は多岐にわたるため、障がい等特別な配慮が必要な子どもや家庭への対応も含め、高度の専門的知識と対応スキルを身につける研修機会の充実、研修講師等からのスーパーバイズを通してのスキルアップや精神ケアのさらなる充実等、相談員の支援体制の整備が課題である。
- (7) 子どもに関する問題は複雑、深刻になる中で、関連機関や民間団体等との連携は必ずしも十分ではない。乳幼児に関しては、幼稚園、保育園、子育て支援センターの他、子育て支援関連自主グループ団体やNPO等との連携・協力を進める中で子ども支援を充実していくことが課題である。学齢期の子どもに関しては、スクールソーシャルワーカーを含め区・教育担当との連携を通じ、取り組みの工夫、充実が課題である。その他、不登校、障がい、多文化を背景に持つ子どもの支援に関する関係機関や民間団体等との連携の強化も課題である。特に子どもの人権侵害に関しては、人権オンブズパーソンとの連携実績はなく、児童相談所、シェルター等民間団体を含め情報交換を密にし、常に連携が取れるような体制を構築していくことが課題である。

第3章

資料編

1 第3期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

19川市人第 315号

平成19年10月15日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川崎市長 阿部 孝 夫



川崎市における子どもの相談及び救済について（諮問）

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

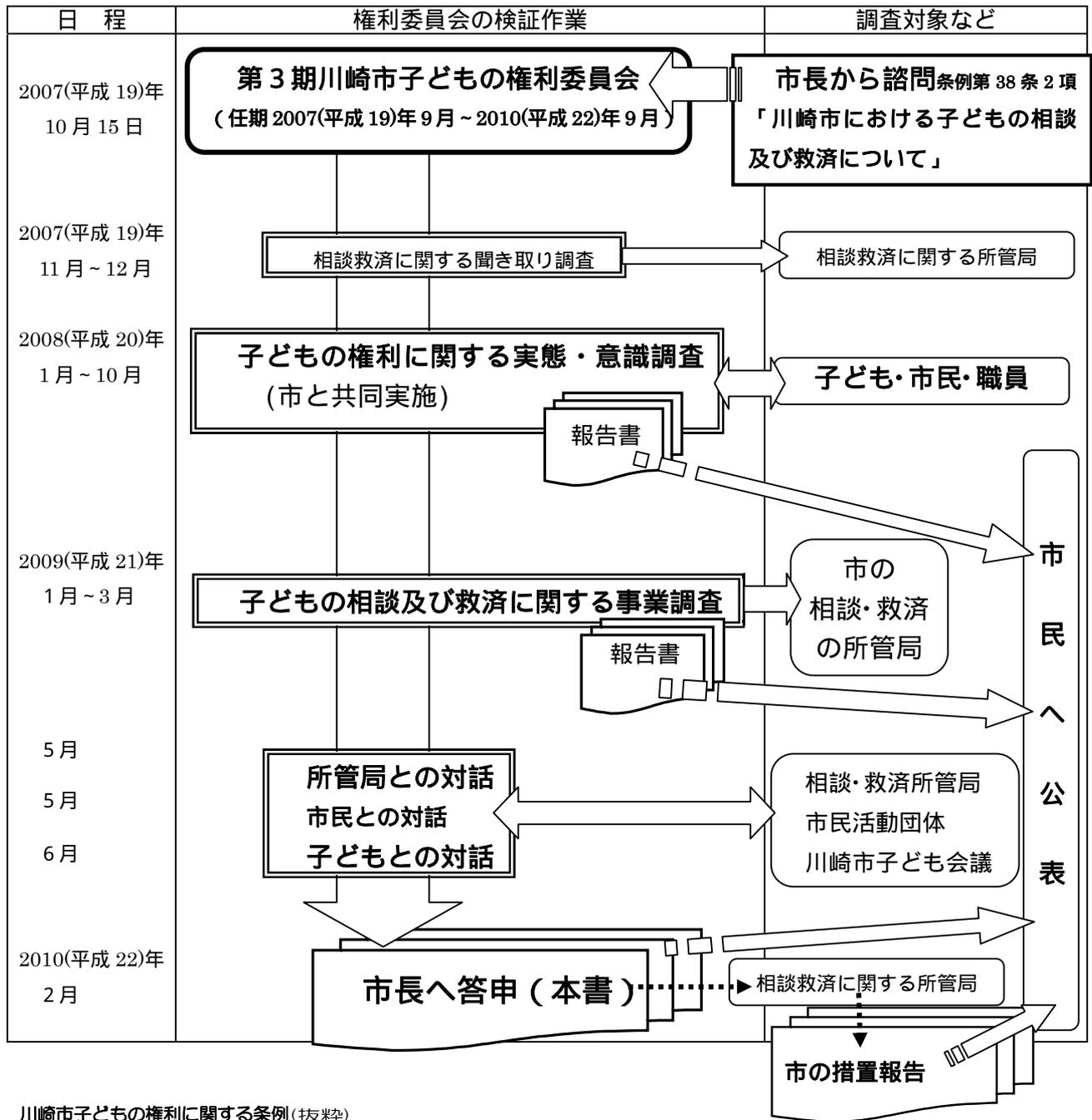
川崎市における子どもの相談及び救済について

理由 子どもの相談及び救済は、条例で規定している基本的な事項であり、子どもの安心を保障するための施策として緊急かつ重要な課題であるため

（市民局人権・男女共同参画室担当）

電話 200-2344

2 第3期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ



川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

(権利委員会)

第38条 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告について（注1）

市長から諮問を受けた子どもの権利委員会は、諮問事項に沿った川崎市の子どもたちを取り巻く状況を把握するため、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を行った。

第1部 アンケート調査

I 調査概要

2008（平成20）年3月に住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出した川崎市内在住の満11歳から17歳までの子ども4,500人、満18歳以上のおとな1,500人と別途抽出した市立施設等の職員982人と合わせて計6,982人に対し、郵送でアンケート調査を行った。その結果、子ども1,847票（回答率41.0%）、おとな628票（回答率41.9%）、職員512票（回答率52.1%）の回答があった。

II アンケート調査の結果

アンケート調査は、子どもの思いや生活を知るために楽しいこと、疲れること、安心する場所や相談する人、つらいことをされたときの対処法、相談先等の質問を行い、具体的な相談機関、理想の相談機関のことを訊いた。その結果、おとなや職員は、子どもの実態や意識とは必ずしも一致しないことが分かり、子どもの思いや意見を丁寧に向き合って受け止める必要があることが分かった。また、子どもの認知度が高いしくみは「スクールカウンセラーまたは心のかけはし相談員」や「かわさきチャイルドライン」であり、相談機関に望むことで多かった回答は「どんな話でも聞いて受けとめてくれること」「秘密が守られるところ」であった。

III 自己肯定感の高低からみた子どもの特徴と相談・救済活動

自己肯定感は、「社会で役立ちたい」、「自分のことが好きで大切にされている」という気持ちを基準にして、それぞれの質問への回答を子どもの自己肯定感の高さ、低さによって分析した。その結果、「つらい体験」については、自己肯定感の低い子どもは、「つらくてどうしようもないこと」を経験した割合がやや高く、「やめてほしい」と言わず「がまんする」といった方法でしのいでおり、高い子どもと比較して対処法として選択する手段が乏しいことがうかがえた。また、自己肯定感の高い子どもは「相談した結果」を相対的にポジティブに解釈する傾向があるのに対し、低い子どもはネガティブに認識している割合が高いこともうかがえた。

IV 自由記述

子どもの自由記述は1,847人の回答中1,141人の書き込みがあり、「子どもの権利」に関するもの278件（22%）やおとなへの提言147件（12%）が多く、特徴的な記述として相談・救済へ望むこと73件（6%）や相談機関のPRなどがあった。おとなの自由記述は、332件の回答があり、「子どもとのかかわりについて」の151件（34%）が最も多く、相談・救済については32件（7%）の書き込みがあった。職員については、221人の書き込みがあり、「おとなの意識改革」72件（27%）をはじめ全般的に意見があった。「相談・救済」に関しては32件（7%）であった。

第2部ヒアリング調査

個別の支援を必要とする子どもについては、アンケートでは十分に把握できないため、特別

なニーズや安心してSOSを出せているか等子どもの実態や意識について直接聴き取りを行った。

児童養護施設に入所している子ども、韓国・朝鮮、フィリピンなど多様な文化的背景をもつ子どもとそれぞれ個別面談でヒアリングを行った。楽しいことや安心できる時・場所、困っていることやその対処法、相談相手や相談機関を中心に話をした。その中で分かったことは、相談したい相手として認めてもらうためには、信頼関係が必要なこと、相談機関の施設訪問活動などは身近な存在になるため効果的であることが分かった。また、多様な文化的背景をもつ子どもたちには、コミュニケーションへの支援が重要であることも分かった。

4 子どもの相談及び救済に関する事業調査報告について

子どもの権利委員会は、答申を行うための基礎資料とするため、子どもの相談・救済に関する4つの所管局・7つの事業()に対して「子どもの相談・救済に関する事業調査・評価票」を作成し、2009(平成21)年1月、市長に対し、施策の評価依頼を行った。市は各所管局からの回答として「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告(以下、事業調査報告)」(注2)をまとめ、3月に権利委員会へ報告した。この事業調査報告は、6月23日から市のホームページを通じて公表され、7月13日まで市民意見を募集した。

() 子どもからのSOSを直接受け止め、子どもの相談及び救済に関わる施策(事業)

「人権オンブズパーソン」 (市民オンブズマン事務局)

「児童・青少年電話相談」 (市民・こども局)

「児童虐待防止センター」 (")

「教育相談」 (教育委員会事務局)

「スクールカウンセラー」 (")

「インターネット問題相談窓口」 (")

「こども相談窓口」 (区役所)

5 行政、市民、子どもとの対話について

「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」に基づいて、行政、市民、子どもとの対話を行った。特に市民及び子どもとの対話においては、市民や子どもが意見を出しやすいよう、内容や方法について配慮した。

(1) 所管局との対話(注3)

2009(平成21)5月21日、22日に、教育委員会事務局、市民・こども局、7区役所の担当職員(11名)、人権オンブズパーソン2名、専門調査員3名、人権オンブズパーソン担当職員1名との対話を行った。

子どもの相談及び救済に関わる施策(事業)について、対話における共通視点は、以下の3点とした。

(a) これまでの取り組みにおける成果を確認する

(b) 今後の取り組みについて建設的な話し合いをする

(c) 子どもが1人ででも安心してSOSを発することができるようにするための施策の

あり方を考える

「人権オンブズパーソン」については、運営実態と成果、小・中学校における「人権オンブズパーソン子ども教室」や児童養護施設への訪問事業、広報と公表等についての報告を受け、a 相談者に寄り添い相談を重ねることにより、自主的解決など実質的救済につながった具体的な事例と成果、b 認知度を高めるための工夫、c 学校や他の相談・救済の機関や民間団体との連携・協力体制、d 年次報告書における公表、e 勧告、意見表明等について対話を行った。

「虐待防止センター」「児童・青少年電話相談」については、市民・子ども局子ども家庭センターから、事業の位置づけ、運営実態と成果、学校における広報、児童相談所との関係等についての報告を受け、a 24 時間 365 日体制をとり運営している日々の成果、b 効果的にそれぞれの機能を活かすための方策、c 区役所の子ども支援室や他機関との連携（民間の救済活動を含む）における限界や課題、d 今後予定している具体的な取り組み等について対話を行った。

「教育相談」「スクールカウンセラー」については、教育委員会事務局総合教育センターから、事業の位置づけ、運営実態と成果、不登校対策連絡協議会等を通じた他機関との連携、学校内の相談体制、情報共有の方法等についての報告を受け、a 不登校の児童生徒の思いを受け止め、子どもの意見を尊重しながら問題点を整理し、解決策についてともに考えた成果、b 相談指導学級・ゆうゆう広場・教育活動総合サポートセンター・フリースペースたまりば・民間のフリースクールを紹介することで効果があった事例、c スクールカウンセラーが中学校に全校配置となり、教師とは違った立場で子どもや保護者のケアができるようになった成果、d 学校巡回カウンセラーへのニーズと心のかけはし相談員との関係、e 他機関（公的・民間）との連携・協力、f 広報活動の充実等について対話を行った。

「スクールソーシャルワーカー」については、教育委員会事務局総務部教育改革推進担当から、事業内容、運営実態と成果、スクールカウンセラー等との連携等についての報告を受け、a スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの役割分担・連携における今後の方針、b 行政職員や教職員との連携・協力体制、c 子どもとの関係等について対話を行った。

「インターネット問題相談窓口」については、教育委員会事務局総務部教育改革推進担当から、窓口の設置の目的・意義・効果、運営実態と成果、川崎市立学校インターネット問題連絡協議会や神奈川県警サイバー犯罪担当等との連携、学校裏サイトの調査、問題ある記載の削除等実質的な手段、学校現場との連携、情報モラル教育の実践指導等の取組の報告を受け、a 問題を抱える児童生徒及び保護者や教職員への迅速な支援ができるようになった成果、b 調査の機能を活かして、学校との連携で学校裏サイト等の悪質な書き込みを削除し、トラブルの未然防止の取組を積極的に進めることができた成果、c 子どもたちにとって安心感のある対応を行うための工夫、d 裏サイトによる人権侵害が起こった場合の対応と再発防止策、e 多様化する相談内容のなかからみえてくるインターネット相談における子どもの現状や対応困難な事例等について対話を行った。

「子ども相談窓口」については、7 区役所子ども支援室主幹から、各区役所子ども支援室における現状と成果、教育相談、家庭相談、保健相談が一本化されたメリット、「子ども支援ネットワーク会議」の運営、他機関・他部署との連携等についての報告を

受け、a それぞれの区において特に成果をあげている事項、b 充実した子ども相談事業の実施、c 多様な文化的背景をもつ子どもの相談への対応、d 他の相談・救済機関や民間団体との連携・協力関係の構築等について対話を行った。

(2) 市民との対話（注4）

2009(平成21)年5月28日には、普段から相談や救済に関わっている市民活動団体として「CAPかわさき」、「NPO法人エンパワメントかながわ」、「かわさきチャイルドライン」から各々活動報告を受け、その後対話を行った。

CAPかわさきは、子どもが安心して暮らせるように考えるサポートをしている。具体的な活動についての報告を受けた。その中で学校等におけるワークショップの後には子どもが相談に来ることもあり、深刻な問題等については身近な人に相談できるように子どもを支援することもあるといった報告があった。

NPO法人エンパワメントかながわは、年間700回の活動を行い、特に虐待の早期発見やデートDVに力を入れている等具体的な活動や方針についての報告を受けた。相談をすることができる身近な人を子どもとともに探したり、教師につなげていくこともあるといった報告があった。

かわさきチャイルドラインは、子ども専用電話相談（毎週水曜16時～18時）、年2回のキャンペーン電話相談（こどもの日から1週間、かわさき子どもの権利の日前後1週間）、広報紙「こころほっとらいん」の発行、電話相談員の養成を行っているといった報告を受けた。

そのあとの対話で、「子どもの権利に関する実態・意識調査」におけるかわさきチャイルドラインの認知度の高さ（59%）の理由について話題となった。ちらしをみてかけてくる子どもが多いこと、カードのデザインがカラフルで親しみやすいこと、「何でも相談してよい、楽しいことでも話してほしい」とアピールしていること等が認知度の高い要因としてあげられた。

また、チャイルドラインは「聴いてくれる場所」、人権オンブズパーソンは「動いてくれる場所」といったイメージについての意見もあった。

子どもの権利条例については、おとなのワークショップを通じて「条例がある意味」「市民が自分たちで考えて行く良い機会」「子どもたちへの対応の指針」として伝えている。また、活動の中では「『ありのままのあなたでいい』と話をするのは、子どもの最高の居場所だと思う」等の意見があった。

他に、スクールソーシャルワーカーの学校への配置、相談の仕組みについての市民への分かりやすい広報、民間と行政が一緒になったネットワーク会議の設置、デートDVの対策、中高生の居場所作りへの要望も話題になった。

(3) 子どもとの対話（注5）

2009(平成21)年5月17日には、川崎市子ども会議（略称「かわこかい」）の子どもたちへ事前説明を行い、6月7日には子どもたちと対話を行った。対話の方法については、子どもたちの提案に基づき、2グループに分かれ話し合った後、それぞれの内容を全体で共有し意見交換を行った。

「かわこかい」の楽しいところとしては、「居心地がよい」「自分が否定されないし、尊重

してくれる」「自分の意見がはっきり言える」「価値観が違って話をするし、グループを作らないので楽である」といった意見が出された。

日常的な「つらいこと、疲れること、不安に思うこと」に関しては、いじめを受けて不登校になった友達に関すること、友達の発言で傷ついたこと、人間関係が崩れることやいじめられることへのおそれ等について話があった。

困ったときに相談できる人に関しては、友だち、兄弟、親、年齢の近い保健室の先生、学校の先生等があげられた。その一方で、「保健室の先生に相談したらあしらわれた」「学校の先生は信用できない」「おとなは信用できない」といった声も聞かれた。相談方法としては、家の電話からは相談しづらく、携帯電話、特に通話料のかからない携帯電話での友だちへの相談がしやすいという話が多かった。

スクールカウンセラーや心のかけはし相談員には「みんながいるときには相談しにくいので下校時間ぎりぎりまでいてほしい」「週に1回しか来ないので毎日来てほしい」といった要望や、「職員紹介のときにしか見たことがない」等といった意見もあった。

人権オンブズパーソンについては、「公民の教科書に載っている」(*川崎市市民オンブズマンについて掲載されている)、「相談を受けてくれるところとしか知らない」という声もあったが、実際に相談した内容や感想についての話もあった。

川崎市子どもの権利条例に関しては、「かわこかい」の中では話しをするが、学校や家庭では話をしない様子が伝えられた。他に「自分はあまり詳しくなく、学校の先生でも知らない人がいて、生徒はほとんど知らない」「子どもの権利も守られていない」という意見が出た。子どもたちは「まずおとなが子どもの権利条例を知って、子どもに教えてほしい」と話していた。

安心して話ができる場所に関しては、「こまめに話を聴いてくれるところ」「自分を高く評価してくれるところ」「自分が否定されないところ」といった話が出た。また、「親は決めつけたり、介入するので、見守ってほしい」という親への要望があった。他に、「相談室は相談に行ったことが他人に確実にばれるところで入りづらい」「学校の中の相談場所には行かない。うわさされるから」「相談するところを見られたら一巻の終わり」「先生はばらしそう」「言わないでと相談したのに、親に言われた」等多くの意見が出された。

相談カードに関しては、「チャイルドラインはイラストがかわいい」「相談カードは堅苦しい感じがする」「小さいことでもいいんだよというような、具体例を書く」「名前を言わないで良いとか秘密を守るとか」「オンブズパーソンのカードには絵を入れる」「子ども(当事者)の意見を聴いて相談カード作りをしてほしい」「かわこかいが、カードのデザインをする」といった意見があった。「相談をする決め手は何か」という委員からの質問には「カードのデザイン」「イラスト以外は内容」といった意見の他、カードを見て相談をすることに対して「約束が守られるか心配」といった不安の声があった。

他には、「サポーターや人権オンブズパーソンと協力して、かわこかいで子ども相談会等を開いたらどうか」「かわこかい相談カードをつくってはどうか。話を聴くよと書いておく」という話が出た。

(4) 障がいのある子どもの現状について(注6)

2009(平成21)年4月16日には、障がいのある子どもの現状について実態を把握するため、NPO法人わになるう会から報告を受けた。わになるう会は、川崎市障害児者

地域生活サポート試行事業、児童デイサービス、青年の自立活動支援を市全域で行っている。

第1に「何か困ったときSOSが出しにくい、本人が困ったとサインを出していても周りがとらえにくい障がいのある子どもについて」の話があった。言葉によるコミュニケーションができないケース、言葉が話せたとしてもうまく説明できず誤解を受けるケース、言葉は話せるが一つの刺激に対して過剰な反応で大騒ぎしてしまうケース等、場合によっては、登園や登校をしづり、引きこもってしまうこともあることが報告された。

第2に「もし子どもが困っていたら、どうしたらいいのか。言葉で伝えられなくても子どもがいろいろな形を出しているサインをどうとらえるか」についての話があった。「障がいのあるお子さんのいる家庭だけではなく、何らかの問題を抱えた家庭では、連携プレーがないと解決に向かわないし、人権が守られていけないと思うが、特に障がいのあるお子さんの場合、家庭に隠れてしまう。訪問しても親が受け付けてくれないとか、学校に行けない理由が、お母さんが起きられないからではなく、本人が発作を起こしていると別の理由で断られて、真実が見えにくい場合がある。本人が訴えられないのでわからない」との指摘がなされた。

第3に「支援にあたって配慮しなければならないこと」があげられた。「徹底して、権利保障の視点に立ち、おとなの都合を優先させないことが大事」であり、「子どもの困り感に寄り添って、何が原因なのか解きほぐす必要があると思われる。周りの都合で道を選ぶことがままあるが、できる限り自分で決められるように支援するのが大事」と述べられた。

第4に「子どもたちのSOSを受け止められる社会(地域)をつくるにはどうしたらいいのか」との問題提起があった。これに関して「子どもたちの気持ち、障がいに理解があり、かつ、人権感覚のある人を育てていかなければならない」「障がいのある子どもへの配慮ができるスタッフの配置が必要である」「地域のセーフティネットづくり」等があげられた。その中で、こども支援室への障がいのある子どもについて専門知識のある職員の配置、学校における子どもがSOSを出したときに受け止められる人の必要性、子どもの日常的な相談をどこにしたらいいのかルートを含めて市民にわかりやすく提供することの必要性等が指摘された。

報告のあと、相談ルートの明確化、支援における当事者以外の第三者の視点、相談を受けた場合の橋渡しの役割をどのように果たすか、NPOの支援事業者間のネットワークの現状と課題、行政への要望等について意見交換が行われた。

6 第3期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
2007年度 (平成19年度)	第1回子どもの権利委員会	10月15日(月) 18:30~20:40	明治安田生命ビル第1会議室	正副委員長選出 各委員の諮問への意見、今後の会議の持ち方
	第2回子どもの権利委員会	11月1日(木) 18:30~20:40	高津市民館第1・2会議室	子どもの相談及び救済に関する検証にむけて(1)
	第3回子どもの権利委員会	11月26日(月) 18:30~20:55	中原市民館第2会議室	子どもの相談及び救済に関する検証にむけて(2)
	第4回子どもの権利委員会	12月20日(木) 18:30~20:50	高津市民館第6会議室	子どもの相談及び救済に関する検証にむけて(3)
	第1回調査部会	12月27日(木) 13:45~16:15	第3庁舎15階第5会議室	川崎市の子どもの権利に関する実態・意識調査について(部会長の選出、調査概要の確認)
	第2回調査部会	1月5日(土) 13:30~16:50	高津市民館第3会議室	川崎市の子どもの権利に関する実態・意識調査について(調査票案の作成)
	第5回子どもの権利委員会	1月24日(木) 18:35~20:50	高津市民館第4会議室	川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について(調査票【子ども用、おとな用、職員用】の審議)
	調査部会 パイロット調査	1月29日(火) 18:30~22:00	川崎市立新城小学校5年生	調査票案(子ども用)を使ったパイロット調査について
	第3回調査部会	2月1日(金) 19:00~21:00	中原市民館第1会議室	パイロット調査の報告について
	第6回子どもの権利委員会	2月7日(木) 18:30~20:40	中原市民館第1会議室	川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について
	第4回調査部会	3月7日(金) 18:30~22:00	第3庁舎特別会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について
	第2回正副委員長会議	3月14日(金) 10:00~12:00	中原市民館第2会議室	平成20年度子どもの権利委員会の運営について
2008年度 (平成20年度)	第7回子どもの権利委員会	4月10日(木) 18:30~20:30	高津市民館第6会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について(1)
	第5回調査部会	4月28日(月) 19:00~21:00	高津市民館第6会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について
	第8回子どもの権利委員会	5月15日(木) 14:00~16:00	JA せがみなみビル5階会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査のヒアリング調査について(2)
	ヒアリング調査	6月22日(日) 9:00~11:45	新日本学園	新日本学園での子どもへのヒアリング調査
	第9回子どもの権利委員会	6月26日(木) 17:00~19:00	明治安田生命ビル第1会議室	第1次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について
	ヒアリング調査	6月29日(日) 9:00~12:40	川崎愛児園	川崎愛児園での子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査	7月6日(日) 9:00~13:00	中央児童相談所一時保護所	中央児童相談所一時保護所での子どもへのヒアリング調査
	第6回調査部会	7月10日(木) 18:00~20:00	中原市民館第1会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について
	第10回子どもの権利委員会	7月17日(木) 18:30~20:30	多摩市民館第6会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について
	ヒアリング調査	7月24日(日) 18:40~20:20	ふれあい館	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
第7回調査部会	7月28日(月) 18:30~20:30	高津市民館第1会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について	

2008年度 (平成20年度)	第11回子どもの権利委員会	8月7日(木) 17:00~19:00	第3庁舎15階第2会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査について
	第8回調査部会	8月21日(木) 18:30~20:30	高津市民館第3会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査の分析について
	第12回子どもの権利委員会	9月5日(金) 17:10~19:10	明治安田生命ビル第1会議室	子どもの権利に関する実態・意識調査書について
	第3回正副委員長会議	10月23日(木) 13:30~15:30	JA せがみなみビル5階会議室	子どもの権利委員会の検証に関わる行政の自己評価について
	第13回子どもの権利委員会	11月13日(木) 17:30~19:30	明治安田生命ビル第1会議室	子どもの相談・救済に関わる行政の自己評価について
	第14回子どもの権利委員会	12月18日(木) 17:00~19:00	教育文化会館第6学習室	子どもの相談・救済に関わる行政の自己評価について
	第15回子どもの権利委員会	1月8日(木) 17:30~19:30	明治安田生命ビル第2会議室	子どもの相談・救済に関わる行政の自己評価について
	第1回評価検討作業部会	1月15日(木) 16:00~18:00	教育文化会館談話室	子どもの権利に関する施策の評価について
	第16回子どもの権利委員会	2月6日(金) 17:30~19:30	明治安田生命ビル第1会議室	乳幼児期の子どもの相談・救済について対話の進め方について
	第2回評価検討作業部会	3月30日(月) 13:30~15:30	JA せがみなみビル5階会議室	対話について
2009年度 (平成21年度)	第17回子どもの権利委員会	4月16日(木) 17:40~19:40	明治安田生命ビル第1会議室	障がいのある子どもの現状、子どもの相談及び救済に関する事業調査・評価結果、対話について
	第3回評価検討作業部会	5月17日(日) 13:30~15:30	川崎市子ども夢パーク ごろり	川崎市子ども会議との対話の事前説明
	第18回子どもの権利委員会	5月21日(木) 14:00~17:00	いさご会館第4・5会議室	行政との対話
	第19回子どもの権利委員会	5月22日(金) 17:30~20:00	すくらむ21会議室	行政との対話
	第20回子どもの権利委員会	5月28日(木) 18:00~20:20	中原市民館第3・4会議室	市民団体との対話
	第21回子どもの権利委員会	6月7日(日) 13:30~15:30	川崎市子ども夢パーク ごろり	子どもとの対話
	第4回評価検討作業部会	7月9日(日) 18:00~20:00	高津市民館第6会議室	答申書案について
	第22回子どもの権利委員会	7月16日(金) 18:00~20:00	明治安田生命ビル第1会議室	答申書の構成について、対話内容のまとめについて
	第5回評価検討作業部会	8月5日(水) 18:50~20:50	中原市民館第2会議室	答申書案について
	第6回評価検討作業部会	8月26日(水) 18:50~20:50	明治安田生命ビル第1会議室	答申書案について
	第7回評価検討作業部会	9月15日(日) 18:30~21:00	明治安田生命ビル第1会議室	答申書案について
	第23回子どもの権利委員会	10月1日(木) 18:00~20:10	明治安田生命ビル第1会議室	答申書案の審議
	第8回評価検討作業部会	10月23日(金) 16:00~18:00	市役所第3庁舎15階特別会議室	答申書案について
	第24回子どもの権利委員会	10月29日(木) 18:00~20:00	明治安田生命ビル第1会議室	答申書案の審議
第9回評価検討作業部会	12月10日(木) 18:00~20:00	市民・こども局東館2階会議室	答申書案について	

7 第3期川崎市子どもの権利委員会委員名簿（2010（平成22）年2月23日現在）

（敬称略・50音順）

氏名	主な経歴	備考
荒牧 董 人	山梨学院大学法科大学院教授	委員長
有北 郁子	特定非営利活動法人ままとんきつず理事長	
小倉 敬子	LET'S 国際ボランティア交流会代表、異文化交流アドバイザー	副委員長
小 環 淳子	弁護士（松ヶ丘法律事務所）	
栲 笨 桂 一	小児科医師、川崎市医師会副会長	
田 中 幹 大	公募市民委員	
西 山 克 枝	公募市民委員（2008（平成20）年7月1日から）	
野 村 武 司	獨協大学法科大学院教授、地域と子どもリハビリセンター長	
半 田 勝 久	東京成徳大学子ども学部准教授	
山 内 卓 雷	臨床心理士、スクールカウンセラー	

調査部会構成：荒牧委員長、半田委員(部会長)、山内委員、内田臨時委員、斎藤臨時委員

評価検討作業部会構成：荒牧委員長、小倉副委員長、小環委員(部会長)、半田委員(部会長代行)

◇第3期川崎市子どもの権利委員会に在任した委員

（敬称略・50音順）

後 藤 美 穂	公募市民委員（2007(平成19)年9月から2008(平成20)年3月）	
---------	--------------------------------------	--

◇ 臨時委員（調査委員会委員として2007(平成19)年11月26日から2008(平成20)年11月25日まで委嘱）

（敬称略・50音順）

内 田 塔 子	東洋大学ライフデザイン学部 専任講師（教育学）	
斎 藤 富 由 起	千里金蘭大学生生活科学部児童学科 准教授（臨床心理士）	

原本掲載のホームページアドレス

（注1）『川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書』<2008年（平成20）年10月発行>

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/houkokusyo.htm>

（注2）「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/kodo/jigyocvousahoukoku.pdf>

（注3）平成21年度第2回川崎市子どもの権利委員会議事録（摘録）

<http://www.city.kawasaki.jp/16/16gyozyo/home/kaigi/8-210521.htm>

平成21年度第3回川崎市子どもの権利委員会議事録（摘録）

<http://www.city.kawasaki.jp/16/16gyozyo/home/kaigi/8-210522.htm>

(注4)平成21年度第4回川崎市子どもの権利委員会議事録(摘録)

<http://www.city.kawasaki.jp/16/16gyozyo/home/kaigi/8-210528.htm>

(注5)平成21年度第5回川崎市子どもの権利委員会議事録(摘録)

<http://www.city.kawasaki.jp/16/16gyozyo/home/kaigi/8-210607.htm>

(注6)平成21年度第1回川崎市子どもの権利委員会議事録(摘録)

<http://www.city.kawasaki.jp/16/16gyozyo/home/kaigi/8-210416.htm>

川崎市における子どもの相談及び救済について
(答 申)

2010(平成22)年2月23日

川 崎 市 子 ど も の 権 利 委 員 会

[事務局] 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室(子どもの権利担当)

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 ファックス 044-200-3914